

問題 1 会社の代理商に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 代理商とは、会社のためにその平常の事業の部類に属する取引の代理又は媒介をする者で、その会社の使用人でないものをいう。
- イ. 代理商は、会社の許可を受けなければ、他の会社の使用人となることはできない。
- ウ. 会社及び代理商は、やむを得ない事由があるときは、いつでも代理商契約を解除することができる。
- エ. 代理商は、取引の代理又は媒介をしたことによって生じた債権の弁済期が到来しているときは、その弁済を受けるまでは、会社のために当該代理商が占有している物を留置することができるが、有価証券を留置することはできない。

1. アウ 2. アエ 3. イウ 4. イエ 5. ウエ

問題 2 商行為に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

ア. 最高裁判所の判例によれば、商事法定利率に関する商法の規定は、債務者にとり商行為となる行為によって生じた債務に限り適用され、債権者にとり商行為となる行為によって生じた債権には適用されない。

イ. 商人でない者がした利益を得て譲渡する意思をもってする動産の有償取得によって生じた債務に関する法定利率は、年6分である。

ウ. 商行為の委任による代理権は、本人の死亡によって消滅し、それに反する特約をすることはできない。

エ. 商行為の受任者は、委任の本旨に反しない範囲内において、委任を受けていない行為をすることができる。

1. アイ 2. アウ 3. イウ 4. イエ 5. ウエ

問題 3 株式会社の設立に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 発起人は、株式会社の設立に際して、成立後の株式会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項を定めようとする場合、当該事項について定款に定めがあるときを除き、発起人全員の同意を得なければならない。
- イ. 設立時取締役の選任は、発起設立の場合には発起人全員の同意を得て行わなければならず、募集設立の場合には創立総会の決議によって行わなければならない。
- ウ. 払込みをすることにより設立時発行株式の株主となる権利の譲渡は、譲渡の当事者間においても、成立後の株式会社に対しても、その効力を生じない。
- エ. 発起人は、株式会社の成立後は、詐欺又は強迫を理由として設立時発行株式の引受けの取消しをすることができない。

1. アイ

2. アエ

3. イウ

4. イエ

5. ウエ

問題 4

株式の種類に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

ア. 株式会社は、剰余金の配当については普通株式よりも優先的に取り扱われるが、残余財産の分配については普通株式よりも劣後的に取り扱われる種類の株式を、発行することができる。

イ. 公開会社でない株式会社は、発行済株式の総数の2分の1を超えて議決権制限株式を発行することができない。

ウ. 種類株式発行会社が、ある種類の株式を全部取得条項付種類株式にする旨の定款変更をしようとするときは、当該種類の株式を有する株主全員の同意を得なければならぬ。

エ. 委員会設置会社は、ある種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役を選任することを内容とする種類株式を発行することができない。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イエ 5. ウエ

問題 5

株式会社による自己の株式の取得に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 株式会社が、特定の株主から自己の株式を有償で取得する旨の決定をしようとする場合、取得する株式が市場価格のある株式であるときは、自己の株式の取得に関する事項の決定を、株主総会の普通決議で行うことができる。
- イ. 委員会設置会社でない取締役会設置会社が、その子会社の有する当該取締役会設置会社の株式を有償で取得する場合、自己の株式の取得に関する事項は、取締役会決議によって決定することができる。
- ウ. 株主がその有する取得請求権付株式を取得することを株式会社に請求しようとする場合において、当該取得請求権付株式を取得すると引換えに株式会社が交付する財産の帳簿価格が、当該請求の日における分配可能額を超えていたときは、当該株主は、当該取得の請求をすることができない。
- エ. 株式会社は、特定の株主との合意により、当該株主から自己の株式を無償で取得した場合には、当該自己株式を遅滞なく消却しなければならない。

1. アイ 2. アウ 3. イウ 4. イエ 5. ウエ

問題 6

募集株式の発行等に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。

その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 公開会社でない取締役会設置会社は、株主総会の普通決議によって、募集事項の決定を取締役会に委任することができる。
- イ. 公開会社が市場価格のある株式を引き受ける者の募集をするときは、募集株式の払込金額又はその算定方法に代えて、公正な価額による払込みを実現するために適當な払込金額の決定の方法を、募集事項として定めることができる。
- ウ. 株式会社がその処分する自己株式を引き受ける者の募集をしようとするときは、募集事項として、増加する資本金及び資本準備金に関する事項を定めなければならない。
- エ. 取締役会設置会社でない株式会社が、株主に株式の割当てを受ける権利を与える方法で募集株式の発行等をする場合、募集事項を取締役の決定によって定めることができる旨を定款に定めることができる。

1. アイ

2. アウ

3. イウ

4. イエ

5. ウエ

問題 7

株式の併合、株式の分割及び株式無償割当てに関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。なお、各記述について、定款に別段の定めはないものとする。

- ア. 種類株式発行会社でない株式会社が2株を1株に併合する株式の併合を行った場合、当該株式会社は、発行可能株式総数を2分の1に減少する旨の定款変更をしたものとみなされる。
- イ. 種類株式発行会社が株式の分割をする場合において、ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当該種類の種類株主を構成員とする種類株主総会において議決権行使することができる種類株主が存しない場合を除き、当該種類株主総会の決議がなければ、当該株式の分割は効力を生じない。
- ウ. 種類株式発行会社でない株式会社が株式の分割をする場合、当該株式の分割に係る基準日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主は、当該株式の分割がその効力を生ずる日に、基準日に有する株式の数に分割の割合を乗じて得た数の株式を取得する。
- エ. 種類株式発行会社でない株式会社が1株に対して2株を割り当てる旨の株式無償割当てをする場合、当該株式会社は、株主総会の決議によらないで、株式無償割当てがその効力を生ずる日における発行可能株式総数を、その日の前日の発行可能株式総数に3を乗じて得た数の範囲内で増加する定款の変更をすることができる。

1. アイ

2. アウ

3. イウ

4. イエ

5. ウエ

問題 8 取締役会設置会社における株主総会に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。
- イ. 委員会設置会社においては、取締役会は、その決議によって、株主総会の日時及び場所等の株主総会の招集に関する事項の決定を執行役に委任することができる。
- ウ. 会社法上、株主は、代理人によってその議決権を行使することができるが、株式会社は、株主総会に出席することができる代理人の数を制限することができる。
- エ. 株主総会の議長は、その命令に従わない者その他当該株主総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イエ 5. ウエ

問題 9

監査役設置会社における取締役会(特別取締役による取締役会の場合を除く。)の招集に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 株主は、取締役が当該会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるときは、取締役会の招集を請求することができる。
- イ. 取締役会の招集通知は、定款又は取締役会で定めた場合を除き、書面又は電磁的方法によらずに、口頭でできることがある。
- ウ. 当該監査役設置会社が、会計参与設置会社でない場合には、取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- エ. 当該監査役設置会社が、会計監査人設置会社である場合には、取締役会の招集通知は、会計監査人にも発しなければならない。

1. アイ 2. アウ 3. イウ 4. イエ 5. ウエ

問題10

監査役会設置会社に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。

その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 監査役会は、社外監査役を常勤の監査役に選定することができない。
- イ. 取締役が監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するときは、監査役会の同意を得なければならない。
- ウ. 定款で監査役会を招集する監査役を定めたときは、他の監査役は、監査役会を招集することができない。
- エ. 株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、監査役会の議事録の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

1. アイ 2. アウ 3. イウ 4. イエ 5. ウエ

問題11

委員会設置会社以外の株式会社における役員及び会計監査人の報酬等の決定とこれに関する会社法上の意見陳述権に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。なお、各記述について、定款に報酬等に関する定めはないものとする。

- ア. 取締役の報酬等は株主総会の決議によって定められ、取締役は、株主総会において、取締役の報酬等について意見を述べることが認められている。
- イ. 会計参与の報酬等は株主総会の決議によって定められ、会計参与は、株主総会において、会計参与の報酬等について意見を述べることが認められている。
- ウ. 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定められ、監査役は、株主総会において、監査役の報酬等について意見を述べることが認められている。
- エ. 会計監査人の報酬等は株主総会の決議によって定められ、会計監査人は、株主総会において、会計監査人の報酬等について意見を述べることが認められている。

1. アイ 2. アウ 3. イウ 4. イエ 5. ウエ

問題12 公開会社である監査役設置会社の役員及び会計監査人の解任に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。なお、各記述について、定款に別段の定めはないものとする。

- ア. 総株主の議決権の 100 分の 3 以上の議決権を有する株主は、その株式の保有期間にかわらず、取締役を解任する旨の議案が株主総会において否決された日から 30 日以内に、訴えをもって当該取締役の解任を請求することができる。
- イ. 累積投票によって選任された取締役は、株主総会の特別決議によらなければ解任することができない。
- ウ. 当該公開会社が、会計参与設置会社である場合には、会計参与は、株主総会の特別決議によらなければ解任することができない。
- エ. 当該公開会社が、会計監査人設置会社である場合には、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき、監査役は、その全員の同意によって当該会計監査人を解任することができる。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イエ 5. ウエ

問題13

委員会設置会社の取締役会の権限に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 委員会設置会社の取締役会は、経営の基本方針の決定を、執行役に委任することができる。
- イ. 委員会設置会社の取締役会は、支配人その他の重要な使用人の選任及び解任の決定を、執行役に委任することができる。
- ウ. 委員会設置会社の取締役会は、当該会社の株主総会の決議による承認を要しない略式吸収合併契約の内容の決定を、執行役に委任することができる。
- エ. 委員会設置会社の取締役会は、株式移転計画の内容の決定を、執行役に委任することができる。

1. アイ

2. アウ

3. イウ

4. イエ

5. ウエ

問題14 株式会社の計算書類の附属明細書及び事業報告の附属明細書に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 取締役会設置会社においては、取締役は、定時株主総会の招集の通知に際して、株主に対し、計算書類の附属明細書を提供しなければならない。
- イ. 計算書類の附属明細書は、定時株主総会の承認を受ける必要はない。
- ウ. 会計監査人設置会社においては、事業報告の附属明細書は、監査役(委員会設置会社にあっては、監査委員会)の監査及び会計監査人の監査を受けなければならない。
- エ. 株式会社は、各事業年度に係る計算書類の附属明細書及び事業報告の附属明細書を、一定の期間、その本店に備え置かなければならない。

1. アイ 2. アエ 3. イウ 4. イエ 5. ウエ

問題15

株式会社の行為により株主に対して交付する金銭等(当該株式会社の株式を除く。)の帳簿価額の総額が、当該行為がその効力を生じる日における分配可能額を超えている場合に、当該行為により金銭等の交付を受けた者が、株式会社に対し、交付を受けた金銭等の帳簿価額に相当する金銭を支払う義務を負うことがある。次のア～エまでの記述のうちには、そのような行為に該当するものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 株式会社が、譲渡制限株式の譲渡の承認をしない旨の決定をする場合において、当該株式会社又は指定買取人により譲渡制限株式を買い取ることを株主から請求されたとき、当該株式会社が、その請求に応じて譲渡制限株式を買い取る行為。
- イ. 株式会社が、単元未満株主からその有する単元未満株式を買い取ることを請求された場合に、当該株式会社が、その請求に応じて単元未満株式を買い取る行為。
- ウ. 株式会社が、その発行する全部の株式の内容として株式の譲渡に当該株式会社の承認を要する旨の定めを設ける定款の変更をする場合において、反対株主からその有する株式を買い取ることを請求されたとき、当該株式会社が、その請求に応じて株式を取得する行為。
- エ. 株式会社が、株主総会の決議によって定められた取得日に、全部取得条項付種類株式の全部を取得する行為。

1. アイ 2. アエ 3. イウ 4. イエ 5. ウエ

問題16

社債管理者に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 社債管理者は、社債権者のために、公平かつ誠実に社債の管理を行わなければならず、社債権者に対し、善良な管理者の注意をもって社債の管理を行わなければならない。
- イ. 社債管理者は、社債権者のために社債に係る債権の弁済を受けるために必要な一切の裁判外の行為をする権限を有するが、裁判上の行為をする権限は有しない。
- ウ. 会社が社債を発行する場合において、各社債の金額が1億円以上であるときは、社債管理者を設置することを要しない。
- エ. 信託会社は、社債管理者となる資格を有しない。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イエ 5. ウエ

問題17

持分会社に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 合名会社の社員が、金銭を出資の目的とした場合において、その出資をすることを怠ったときは、当該社員は、その利息を支払うほか、損害の賠償をしなければならない。
- イ. 合同会社は、社員との合意により、当該社員からその持分の全部又は一部を譲り受けることができる。
- ウ. 合資会社の有限責任社員が退社したことにより当該合資会社の社員が無限責任社員のみとなった場合には、当該合資会社は、合名会社となる定款の変更をしたものとみなされる。
- エ. 業務を執行する社員を定款で定めた場合において、業務を執行する社員が2人以上あるときは、定款に別段の定めがある場合を除き、その業務を執行する社員は、いつでも辞任することができる。

1. アイ

2. アウ

3. アエ

4. イウ

5. ウエ

問題18

新設合併における反対株主による株式買取請求に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 株式買取請求に係る株式の買取りは、新設合併設立株式会社の成立の日に、その効力を生ずる。
- イ. 株式買取請求をした株主は、新設合併消滅株式会社の承諾の有無にかかわらず、その株式買取請求を撤回することができる。
- ウ. 株式買取請求をすることができる株主には、新設合併契約を承認する株主総会において、議決権を行使することができない株主が含まれる。
- エ. 株式の価格の決定について、一定期間内に協議が調わない場合、株式買取請求をした株主は、裁判所に対し、公正な価格を調査させるため、検査役の選任を請求することができる。

1. アウ 2. アエ 3. イウ 4. イエ 5. ウエ

問題19

次のア～エまでの有価証券のうちには、金融商品取引法第二章「企業内容等の開示」の規定を適用しないものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

ア. 地方債証券

イ. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券

ウ. 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託の受益証券

エ. 貸付信託の受益証券

1. アイ

2. アウ

3. アエ

4. イエ

5. ウエ

問題20

金融商品取引法に基づく開示規制に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

ア. 発行者が有価証券の募集に関し内閣総理大臣に届出をすれば、当該届出の効力が生じる前であっても、当該発行者は、当該有価証券を当該募集により取得させることができる。

イ. 確認書を有価証券報告書と併せて内閣総理大臣に提出しなければならない会社は、訂正報告書を提出する場合、当該訂正報告書の記載内容に係る確認書を当該訂正報告書と併せて内閣総理大臣に提出しなければならない。

ウ. 有価証券通知書を内閣総理大臣に提出する手続を行う者は、政令で定めるところにより、開示用電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

エ. 公開買付けに係る応募株券等の数等の公告を行った公開買付者は、内閣府令で定めるところにより、当該公告を行った日に、公開買付報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

1. アイ 2. アウ 3. イウ 4. イエ 5. ウエ